



議案第二十五号

団体営旭東地区ほ場整備事業計画についての議決の一部変更につ

いて

次のとおり団体営旭東地区ほ場整備事業計画についての議決（昭和五十八年十二月二十三日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

四 事業費を次のように改める。

四 事業費 区画整理 二一〇、九〇八、〇〇〇 円

客 土 五、二三二、〇〇〇 円

合 計 二一六、一四〇、〇〇〇 円